

令和5年1月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和5年1月20日（金）午後2時00分
- (2) 閉 会 令和5年1月20日（金）午後4時25分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会議録の承認について
- 第 3 会議の公開・非公開の決定について
- 第 4 協議事項12 三木市学校給食審議会条例の制定について
- 第 5 協議事項13 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 協議事項14 三木市学校運営協議会規則の制定について
- 第 7 協議事項15 令和5年度三木市教育の基本方針について
- 第 8 協議事項16 三木市の小中一貫教育推進に係る意見書（案）について
- 第 9 報告事項 令和4年度三木市スポーツ賞被表彰者の決定について
- 第10 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について
- 第11 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について
- 第12 報告事項 各課（室）の所管事項について
- 第13 その他
- 第14 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	大 北 由 美
委 員	石 井 ひろ美
委 員	中 嶋 直 裕

委員 梶 正 義
委員 稲 見 秀 行

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教育総務部長	本 岡 忠 明
教育振興部長	横 田 浩 一
教育総務課長	森 田 眞 規
教育施設課長	荒 田 知 宏
生涯学習課長	河 端 康
図書館長	伊 藤 真 紀
文化・スポーツ課長	金 井 善 純
学校教育課長	田 中 智 美
教育センター所長	橋 本 泰 一
学校再編室長	鍋 島 健 一
教育・保育課長	仲 谷 淳
学校再編室副室長	武 内 克 朗
人権推進課係長	竹 尾 嘉 一
教育総務課係長	三 觜 牧 恵
教育総務課主事	大 野 剛 史

7 傍聴者 なし

開 会

教育長が、令和5年1月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の

会議の会議録署名委員に、梶委員と稲見委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和4年12月定例会（16日開催）、12月臨時会（1日及び12日開催）の会議録について委員に諮り、全員一致で承認された。

日程第3 会議の公開・非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、協議事項12「三木市学校給食審議会条例の制定について」及び協議事項13「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、3月議会に提案を予定している案件であること、協議事項16「三木市の小中一貫教育推進に係る意見書（案）について」は、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

日程第6 協議事項14 三木市学校運営協議会規則の制定について

○鍋島学校再編室長が次のように説明した。

地域とともにある学校作りの一環として、令和5年度から吉川の小学校、中学校及び緑が丘中学校に学校運営協議会を置き、コミュニティ・スクールを始める。そのためには、規則を制定する必要があることから、内容について説明を行う。

第2条は、目的について規定している。児童、生徒の豊かな学びと育ちを創造することが1番の目的とし、それを達成するために学校運営とその必要な支援について協議する機関として学校運営協議会を置くこととする。

第4条は、協議会委員について規定している。学校運営協議会委員は、保護者、地域住民、社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員、その他教育委員会が適当と認める者の中から任命し、委員の定数は15人を限度として学校運営協議会ごとに定める。

第5条は、守秘義務について規定している。学校と学校運営協議会が情報を共有しながら、様々なことを決めていくことから、秘密に関わることも共有し、進める必要があるためである。

第6条は、委員の任期を1年にするについて規定している。

第13条は、学校運営協議会が学校運営や職員の任用に関して意見を述べるができること、ただし特定の職員の採用及び任用に関する事項並びに児童生徒その他の個人情報に関する事項については協議の内容としないことを規定している。

第14条は、学校運営等の評価について規定している。現在、三木市の全ての学校において学校評議委員を置いており、学校評議委員に学校関係者評価委員を併任していただいている。学校運営協議会を置く学校については、学校運営協議会委員に学校関係者評価を行っていただくことを規定している。

第15条は、地域住民の理解・協力・参画が促進されるよう努めるものとする規定している。

三木市学校運営協議会規則については、令和5年4月1日から施行する。

今後の予定は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が3月議会で可決された後に、教育長の臨時代理により制定し、教育委員会4月定例会で報告する。

(中嶋委員) 委員の定数については、15人を限度としているが、2つ以上の学校において1つの学校運営協議会を置く場合であっても15人が限度なのか。

(鍋島学校再編室長) 基本的には小学校、中学校の2校併せた学校の場合は15人名以内とし、単独の中学校の場合は約8人と考えている。

(中嶋委員) 学校運営協議会委員の中に児童生徒を参画させ、自主性を育てることも必要だと考える。

(鍋島学校再編室長) 学校運営上の課題を共有し、守秘義務もあり、特別職の公務員という役職も与えられることから児童生徒が委員となることはないと思う。しかし、子どもの思いを十分に取り入れる必要があると考えるため、第9条第2項に「当該学校に在籍する児童、生徒の意見を聴取することができる。」としている。

(稲見委員) 学校運営協議会については理解できたので、コミュニティ・スクールについて教えていただきたい。

(鍋島学校再編室長) 学校運営協議会を設置した学校については、コミュニティ・スクールと呼ぶことになっている。言葉自体は、学校運営協議会制度と訳すこともでき、同じ内容である。

(稲見委員) 啓発するならば、両方の名称を市民に発信することになるのか。

(鍋島学校再編室長) 文部科学省は、学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティ・スクールと定義している。そのため、様々な啓発資料に可能な限り、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置している学校であると説明しているが、誤解を受ける可能性もある。

(稲見委員) 教育委員会が学校を運営し、コミュニティ・スクールも学校を運営している。そのようなイメージなのか。

(鍋島学校再編室長) 学校を運営するのは学校長の権限で、大きな責任がある。その運営を学校運営協議会とともに、という位置付けである。教育委員会は学校を指導、監督する立場であり、学校運営協議会は教育委員会の附属機関という位置付けである。

(石井委員) 学校を運営するのは学校長で、地域住民は関わってはいたが、制度化された上で、意見を言える立場ではなかった。コミュニティ・スクールになることで、地域住民がこの学校運営協議会という制度に則った上で、主体となり、参画して子どもたちを支えていく。学校長が定めた方針に対して、影響力のある意見を言える立場になったことで、学校単体ではなく、地域と共に、みんなで支えていこうという制度と考えているが、この認識は正しいか

(鍋島学校再編室長) 概ね合っている。これまでは、学校評議員として個人の権限で学校長が質問したときに答えていただいていたが、学校評議員の権限や責任は大きくなかった。学校運営協議会制度ができれば、権限と責任を持って携わっていただくことになる。地域の代表者、保護者の代表者を含めて学校運営協議会を設置するが、あくまでも作戦

本部である。学校を支援していく人たちは地域の人たちで、学校運営協議会で決定した方向性を地域の人たちに手伝っていただくのが大きな活動の流れである。

(大北教育長) 地域学校協働活動推進員の説明をお願いします。

(鍋島学校再編室長) 学校運営協議会で決定したことを地域に働きかけて様々な支援をしていただく。立場上、地域学校協働活動推進員は地域側から選出していただくが、学校運営協議会にも入っていただく。そうすることで、非常によく交流ができ連絡調整が行いやすくなると思う。

(中嶋委員) 地域学校協働活動推進員は学校運営協議会委員の15人又は8人の中で確保されているのか。

(鍋島学校再編室長) その中の1人として確保を進めている。学校運営協議会委員と地域学校協働活動推進員を兼ねていただくことを依頼している。

地域学校協働活動推進員だけが学校と地域を繋ぐのではなく、学校運営協議会委員全員で地域に働きかけていただく。

地域学校協働活動推進員も一つの職として報酬を支払うため、地域の調整役として入っていただくことを考えている。

(稲見委員) 学校運営協議会だけを啓発、説明することにすれば分かりやすと思うが、コミュニティ・スクールという名称を付けないといけないのか。また、放課後の部活については、学校運営協議会で協議される案件なのか教えていただきたい。

(鍋島学校再編室長) コミュニティ・スクールのネーミングは国が設定しているため、学校運営協議会がある学校をコミュニティ・スクールと呼ぶことを伝えていくしかないと思う。

学校運営協議会でこれから議論していく内容については、教育委員会が指示するのではなく、現在学校がチャレンジしたいことや課題について、主体的に議論していただくことになる。部活動の地域移行について、学校として進め方が分からない、また地域の人に協力しても

raitai等が課題になるのであれば、この組織を活用して協議をしていけばよいと思う。

(稲見委員) 市長部局では各地域にはまちづくり協議会有り、なかには子育て部会もある。まちづくり協議会など他の団体と学校運営協議会はどのように地域課題を共有するのか教えていただきたい。

(鍋島学校再編室長) 地域の様々な団体を集めた地域学校協働本部を新たに設置することが国の方針ではあるが、三木市においては、まちづくり協議会が既に地域学校協働本部と同等の役割を担っている。そのため、まちづくり協議会に協力していただくことになっている。

ただし、緑が丘中学校は、志染、青山、緑が丘の3つのまちづくり協議会があるので、代表に集まっていただき、3つのまちづくり協議会で学校を支えていただく。

(大北教育長) 教育センターで委員の内定者を対象に研修会を行った。委員の内定者の所属団体を教えていただきたい。

(鍋島学校再編室長) 委員候補については、約半数が現在の学校評議委員がスライドする。学校評議員は区長協議会からの選出や地域代表のまちづくり協議会からの選出となるので、区長会、まちづくり協議会、PTAに所属している方々となる

日程第7 協議事項15 令和5年度三木市教育の基本方針について

○田中学校教育課長が次のように説明した。

令和5年度三木市教育の基本方針編集概要の主な変更箇所について説明する。総論について、1点目に、令和4年に制定されたこども基本法について記載している。2点目に、主な取組事項では、新型コロナウイルス感染症に関する記載を特出しせず取組事項の1つに入れることとした。新型コロナウイルス感染症の懸念は続いているが、学びの保障との両立については、困難な時期を過ぎたと思われることが理由である。

事業説明については、部活動の地域移行推進計画とコミュニティ・スクールを新たに追記し、令和5年度については5点挙げている。

各課の施策に基づく取組について、担当課から説明させていただく。「基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力の育成」について、登校しに

くい児童生徒や外国人児童生徒などへの対応は、オンライン学習やタブレット端末も活用していることを記載した。「グローバル人材を育成する教育の推進」について、今年度まで話せる英語教育活動を実施してきたことで、一定の成果が得られたため、「研修部会と連携しながら」から「外国語（英語）教育の授業改善に繋げる。」までを削除する。「生徒指導の充実」について、生徒指導提要が改訂されたため、今日的な課題を踏まえた生徒指導の内容に変更した。また、令和4年度と同様に「三木市不登校対策アクションプラン」を記載した。令和5年度も一人一人に個別最適な支援を行うが、「居場所づくり」を行うことや、家庭とも連携して支援していくことを追記した。

（鍋島学校再編室長）「小中一貫教育の推進」について、令和4年度は「めざす15歳の姿」を共有し、推進するという内容であった。令和5年度は、「めざす15歳の姿」に沿った教育をさらに推進する。また、「校種間での教員による積極的な授業見学や学校行事等への参加を通して、そこでの気づきや成果を指導に活かす。」ことを新たに記載した。「学校再編の推進」について、小中一貫教育推進協議会の意見書を尊重しながら、新たな学校施設整備を進めていく。「関係部課と協働して先進地域を訪問し」としていたが、事務局の担当の業務であるため削除した。統合での環境の変化に伴う子どもたちのサポートについては、統合校において、スクールカウンセラーの配置日数を増やしていたが、統合を理由とした課題は軽減しているため削除した。「地域とともにある学校園づくり」の推進について、コミュニティ・スクールの伴走的な支援を新たに記載した。

（仲谷教育・保育課長）「一人一人の特性に応じた質の高い就学前教育・保育の推進」について、家庭支援を充実するとともに、保護者対応についてソーシャルワーカー等のアドバイスを受けることで、家庭・園ともに安心した人間関係の構築を図ることを追記した。最近の保護者対応については、今までになかったような苦情等の増加により現場の保育士等が保護者対応に苦勞していることが理由である。

（竹尾人権推進係長）「人権教育・啓発の充実」について、各地区人権教育推進協議会等の活動は、三木市人権・同和教育協議会の活動として行っており、重複するため削除した。幅広い世代の市民に学びの場を

提供することについては、「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第3次）」に基づいて推進しているため削除した。「多様な性についての教育・啓発やインターネットによる誹謗中傷等様々な人権に関する課題の解決に取り組む。」を重点項目としている。ヤングケアラーに関しては、学校現場においても、その子どもや家庭の状況を把握し、関係機関との連携が必要となるため新たに記載した。

（河端生涯学習課長）「ライフステージに対応した多様な学びの機会の提供」について、ホースランドパークエオの森研修センターを市内外へPRし、合宿利用の促進を図ることを追記した。「地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援」について、コミュニティ・スクールに関して地域側から側面支援を図ることを記載した。

（伊藤図書館長）「市民ニーズに対応した図書館の充実」について、国立国会図書館のデジタル化資料などを活用し、視聴覚障がい者などのための録音データ配信サービス等を図書館の利用者用パソコンで閲覧を可能にし、図書館サービスの拡充を図ることを重点項目とした。多様な利用者ニーズに対応するため、市民一人一人に応じた資料、情報提供をするとともに相談業務などのレファレンスサービスの充実を図ることを記載した。

（金井・文化スポーツ課長）「豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進」について、令和4年度の教育基本方針のアンケート調査で文化・芸術活動の推進についてはどのような機会があるのかという内容があったため、吹奏楽祭、合唱祭、三木市展、子どもたちの芸術鑑賞事業など、具体的な事業名を記載した。「三木の地域性をいかしたスポーツの振興」について、スナックゴルフの事業名を具体的に追記した。

（石井委員）「既習の知識・技能をもとにした協働的な学びを行う機会を設定し、」について、「学びを行う」は違和感がある。どのような概念でこのようになったか教えていただきたい。また、本意にあった表現に変えていただきたい。

（田中学校教育課長）「協働的な学びの場を設定し」という意味である。「学びを行う」は適切でないと思うため、適切な表現に修正する。

(石井委員) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進の「ことばの力」を育成することについて、三木市の子どもたちは「ことばの力」が少し足りないのではないかと感じている。学校等で学んだことに対して、子どもたちは自分の考えを持つが、自分の言葉で表現する力、論理的思考を培う力が弱いと思う。この方針には、論理的に言葉を組み立てたり、考えをうまく表現したりする力を育成する方針は記載しているのか教えていただきたい。

(田中学校教育課長) 自分の経験や知識を活用し、自分の考えを組み立てていく力は、活用力が当てはまると思う。協働的な学びの中で、多様な考え方を持つ他者との思考、判断、表現を伴う学習により活用力もつけていきたい。この活用力の中に論理的思考力も含まれると考える。

(石井委員) ヤングケアラーについての文章が長いため、もう少し簡潔にまとめた方が分かりやすいと思う。

(竹尾人権推進課係長) 文を区切り、分かりやすい表現に変更する。

(稲見委員) 人権教育の推進の大きな事業の柱の中にヤングケアラー支援の取組が項目としてあることに違和感がある。

(竹尾人権推進課係長) ヤングケアラーについては、関係課が連携し、取組を進めている。家庭の状況により、福祉や高齢者、その他様々な人権に関わることが想定されるため、ヤングケアラーの項目については、人権教育・啓発の充実に記載することとなった。

(石井委員) 複数の関係課が関わるができるように、人権教育の推進で記載するのがよいのではないか。総論で「こども基本法」に触れているが、元々こどもの権利条約があり、その中に「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が記載されている。これらの権利については、人権が関わってくると考える。

(稲見委員) ヤングケアラーの人たちへの支援の取組を強調されているが、支援は人権教育の推進ではないのではないか。これを見ると、人権推

進課がヤングケアラーの支援などを行っている部署に見える。

(大北教育長) 児童虐待についても、人権で触れている。ヤングケアラーが児童虐待と結びつくかもしれない。それを考えると、虐待の予防や早期に発見し関係機関に繋ぐことも人権推進課が関わっている。ヤングケアラーについても、早期に発見し、手を差し伸べることも大切な仕事と考える。

(竹尾人権推進課係長) 子育て支援課との調整も行い、ヤングケアラーの課題やこどもの人権にも焦点を当て、啓発していく内容も含めて記載する。

日程第9 報告事項 令和4年度三木市スポーツ賞被顕彰者の決定について

○金井文化スポーツ課長が次のように報告した。

三木市スポーツ賞表彰規則第3条の規定により、三木市スポーツ賞被表彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により、報告する。

被表彰者は個人の部で、優秀賞7人、奨励賞13人、特別賞2人、団体の部で、奨励賞7団体である。表彰式については、スポーツ振興基金の記念事業を2月25日に文化会館小ホールで実施するため、併せて開催する予定である。

日程第10 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○金井文化スポーツ課長が次のように報告した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定により、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により、報告する。

各団体からの推薦により、体育・スポーツの普及や団体の育成に貢献され、5年以上携わっておられる16人に感謝状を贈呈する。表彰式については、2月25日のスポーツ賞の表彰式の後に文化会館小ホールで開催する予定である。

日程第 1 1 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○田中学校教育課長が次のように報告した。

三木市教育委員会顕彰規則第 4 条の規定により、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第 2 条第 2 項第 4 号の規定により、報告する。

スポーツクラブ 2 1 ウィズバスケットボールクラブから緑が丘中学校に総額 5 5 万円相当のバスケットボード上下装置を寄贈していただいた。教育委員会感謝状を贈呈する予定である。

日程第 1 2 報告事項 各課（室）の所管事項について

(1) 荒田教育施設課長が次のように報告した。

○志染保育所保育室床改修工事を新たに追記している。工期は、令和 4 年 1 2 月 1 6 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までである。契約相手は、藤原建設株式会社、契約金額は、3, 9 0 5 千円、現在の進捗率は 0 % で、床の畳等を柔らかい材質のクッションフロアに変える工事で、保育の環境状況を確認しながら進めている。

(大北教育長) 緑が丘小学校土砂災害対策工事について教えていただきたい。

(荒田教育施設課長) 現在は、足場を組み、擁壁ブロック壁に受圧板を設置している。大きな音はでないと考えているため、授業にも影響はないと思う。

(2) 生涯学習課報告事項

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

別所げんきまつりを 1 2 月 2 5 日に別所町公民館で開催した。例年、別所町まちづくり協議会が中心となり、別所農業まつりをかじやの里メッセみきで開催していたが中止したため、地域の方が発案されて野菜などの販売を実施した。

令和 4 年度二十歳の祝典を 1 月 8 日に文化会館大ホールで 1 部開催し、参加者は 5 1 5 人であった。

令和4年度東播磨・北播磨市郡連合PTA指導者研究集会兼三木市連合PTA指定校研究発表会を2月11日に文化会館小ホールで実施する。

(梶委員) 二十歳の祝典の参加者515人は対象者の約何割になるのか教えていただきたい。

(河端生涯学習課長) 対象者の約7割である。

(石井委員) 成人代表のあいさつで、「私たちがコロナ禍に入った最初の」という言葉があった。コロナ禍で、様々な事業、行事が中止になり、恐怖や不安が付きまとう3年間を過ごしたと思う。様々な行事がなくなっていたところ、二十歳の祝典で一斉に集合でき、参加できる喜びをひしひしと実感していたのではないかと。大事にしたい、壊したくないという思いが落ち着いていたという印象だったのではないかと。これからもコロナ禍の子どもたちが成人していくと思うので、同じように粛々と進んでいく祝典に今後も期待したい。非常に感動的な祝典であった。

(大北教育長) 別所げんきまつりは盛り上がったのか。

(河端生涯学習課長) 外部にはPRはしていなかったが、地域の方がよく集まり、盛り上がったと聞いている。

(3) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

1月9日に三木樹交倶楽部新春賀会で三木樹交倶楽部より30万円の寄附をいただき、市長感謝状を贈呈した。ご意向により、美術書、歴史関係の本を選んで購入する。

1月6日に三木ライオンズクラブより大活字本購入費として10万円の寄附をいただいた。

関西国際大学による「丹波布ワークショップ」を1月22日に吉川図書館で開催する。2022年度のサービスラーニング（物作りに着目した循環型地域経営）の授業の一環である。

第2回図書館協議会を1月31日に中央図書館視聴覚室で開催す

る。令和4年度図書館事業についての報告及び令和5年度図書館事業についての協議を行う。

2月14日から20日まで青山図書館を臨時休館する。青山公民館大規模改修に伴う図書館部分の照明器具のLED化の工事を実施する。青山公民館は2月28日まで休館するが、図書館利用者を配慮して公民館の入り口から図書館部分の工事を先に実施し、安全を確保した上で、21日から図書館が利用できるようにする。

(4) 文化スポーツ課報告事項

○金井文化スポーツ課長が次のように報告した。

三木城二の丸跡発掘調査現地説明会を12月24日に旧上の丸庁舎跡地で実施し、発掘調査の成果を報告した。各新聞社の紹介のおかげで、参加者は120人であった。

三木市スポーツ賞選考委員会を1月6日に教育センターで実施した。

三木市展を2月2日から2月5日までかじやの里メッセみきで開催する。

(5) 学校教育課報告事項

○田中学校教育課長が次のように報告した。

公益財団法人モラロジー道德教育財団から、市内の小学校に「親子で学ぶ偉人物語」という絵本を、幼稚園、保育所、認定こども園に、「心を育てる紙芝居 家族みんなにありがとう」という紙芝居を寄贈いただき、12月27日に市長感謝状を贈呈した。

第10回定例校園長会を1月11日に実施した。未来を創る学力育成三木モデル事業の進捗状況を報告した。指導主事による提案授業では、自由が丘小学校で算数科面積の単元において自由進路学習を行った。今後、他校の教員とも動画による情報共有を行う予定である。未来を創る学力育成プロジェクト会議では、全国学力学習状況調査の結果について、正答率分布グラフをもとに結果の要因や事業化に向けた具体的な方策について協議した。学力向上対策委員会では、資質能力の定着を図るアンケートの内容についての協議を行った。生徒指導については、不登校児童生徒の数が増え、出現率が初めて全国を上回ったことを報告するとともに、令和5年度の不登校対策アクションプランについて、各校長の意見を聞いた上で提案

する方向であることを報告した。新型コロナウイルス感染症対策に係る令和5年度の学校行事については、可能な限り実施するように通知した。

市立学校園造形作品展を2月4日から12日までホームページ上でオンライン開催する。

(6) 教育センター報告事項

○橋本教育センター所長が次のように報告した。

CGアートコンテスト募集を12月28日に締切、審査委員会を1月12日に実施した。令和4年度は市内から122点、市外から101点、合計223点の応募があった。例年と比較して100点余り応募作品が減っているため、令和5年度は多くの方に取り組んでいただくための方策を検討する。

CGアートコンテスト表彰式を2月11日に開催する。2月6日から28日まで教育センターロビーで、2月15日から28日まで、市役所プロムナードで作品展示を行う。

青少年センターの事業について説明する。年末年始及び二十歳の祝典において特別補導を実施した。

ネット見守り隊報告及び青色パトロール車巡回は、大きな事案や気になる事案はなかった。

(7) 学校再編室報告事項

○鍋島学校再編室長が次のように報告した。

12月21日に亀岡市立亀岡川東学園において先進校視察を行った。全ての学年が1クラスの単学級の学校である。亀岡市は、同じ規模の学校をもう1校作る計画を進めているため、吉川を想定した時に、手本となると考える。

第3回小中一貫教育ワーキンググループを2月10日に開催予定である。

(8) 教育・保育課報告事項

○仲谷教育・保育課長が次のように報告した。

特定教育・保育施設第三者評価について、12月20日に清心緑が丘認定こども園を実施予定だったが、コロナによる学級閉鎖のため延期した。1月18日にHRコーポレーションのみ実施した。

みきっ子未来応援協議会就学前部会を12月22日に開催した。

特定教育・保育施設に係る実地監査について、12月26日に羽場認定こども園を実施予定だったが、コロナによる学年閉鎖のため延期した。1月24日に実施する。

アフタースクールについて、冬休み限定の入所児童は、12人であった。

日程第13 その他

(石井委員) 三木市内の学校園のインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の状況を教えていただきたい。高校受験は、追試験やフォローがあるのか教えていただきたい。

(田中学校教育課長) 市内の学校園の感染の状況について、正確な数字は準備していない。令和3年度までは、インフルエンザは流行らず、新型コロナウイルス感染症のみであったが、令和4年度は両方流行している。今まで、2学級がインフルエンザで学級閉鎖した。本日はコロナで1学級が学級閉鎖している。

高校受験については、インフルエンザは別室での受験となる。新型コロナウイルス感染症に関しては、濃厚接触者は別室受験、陽性者は後日試験日を設けている。

(石井委員) 新型コロナウイルス感染症は、2類から5類に引き下げ予定であるため、意識を変えていかないといけないが、新型コロナウイルス感染症が流行った初期と比べて、保護者等の意識が薄らいできており、大丈夫と判断し登校してしまう子どもが増えていないか心配である。受験を控えている子どもたちにとっては、リスクが高いと思う。学校によって注意喚起する方法は異なるのか。

(田中学校教育課長) すべての小中特別支援学校がすぐーるというアプリを使用し連絡をしていると思う。教育委員会からの通知をもとに連絡している。調子の悪い子どもを受け入れることは、可能な限りないよう啓発し続けている。

日程第14 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和5年

2月16日午後2時から開催することを決定した。

(非公開)

日程第4 協議事項12 三木市学校給食審議会条例の制定について

日程第5 協議事項13 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 協議事項16 三木市の小中一貫教育推進に係る意見書(案)について

協議事項12、協議事項13及び協議事項16は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

閉 会

教育長が、令和5年1月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和5年1月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員

記録者